

基発 1006 第1号
平成 22 年 10 月 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 22 年度最低賃金周知広報の実施について

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしている。

特に、本年においては、6月3日に開催された雇用戦略対話において、最低賃金引上げに関する政労使の合意が行われるとともに、この合意は「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に盛り込まれており、最低賃金制度の重要性はますます高まってきている。

このような中で、各地方最低賃金審議会において、上記の合意を踏まえた審議が行われ、本日までにすべての地域別最低賃金額について 10 円以上の引上げとなる公示が行われるとともに、特定（産業別）最低賃金額についても、今後の改定が予定されているところである。

このため、これらの改定された最低賃金額及び最低賃金制度について周知を図り、同制度の履行確保を図ることが一層重要であるので、貴職におかれては、下記に留意の上、積極的かつ効果的な周知広報を実施されたい。

記

1 周知等に当たっての基本的な考え方

改定された地域別最低賃金額及び特定（産業別）最低賃金額（以下「改定された最低賃金額」という。）については、使用者はもとより労働者ひいては国民に対しても十分な周知を図ることが重要である。

このため、都道府県労働局（以下「局」という。）においては、例年にも増して可能な限り多くの使用者、労働者及び関係機関を対象として周知広報を行うこと。

2 局署における周知等に係る基本的な対応

次に示すところにより、労働局長の指示のもと、労働基準部賃金課室（以下「賃金課室」という。）は、労働基準部内各課及び労働基準監督署（以下「署」という。）のほか、局内関係部署とも連携の上、積極的かつ効果的な周知広報を行うこと。

- (1) 改定された最低賃金額の周知については、その改定の公示日から効力発生日までの期間における集中的な周知広報活動が最も効果的であるので、地域別及び特定（産業別）最低賃金について、それぞれ時機を逸することのないように配慮するとともに、その後も継続的に周知広報に努めること。
- (2) 賃金課室及び署の役割分担等を明確化した上で、計画的かつ効果的に実施すること。

3 周知等のための具体的取組

(1) 重点的に周知等すべき関係機関

① 地方公共団体等に対する周知、協力要請等

都道府県をはじめとする地方公共団体等の関係行政機関に対して、改定された最低賃金額について周知するとともに、地方公共団体等の広報誌（紙）、ホームページ（以下「HP」という。）及び広報番組において、これら最低賃金額について周知が行われるよう、広報予定の枠取りの協力を依頼すること。

特に、すべての市町村の広報誌（紙）において、少なくとも改定された地域別最低賃金額が掲載されるよう努め、前年度未掲載の市町村については郵送依頼のみによることなく、局幹部が訪問して依頼を行う等、効果的な対応を行い、掲載率の向上に努めること。

また、地方公共団体等が主催する各種行政説明会等におけるリーフレットの配付等についても協力を依頼すること。

併せて、地方公共団体等が民間企業に業務委託を行っている場合には、地域別最低賃金額が年度途中で改定されたことにより、当該業務委託先において最低賃金法違反が発生することのないよう、発注の際にも特段の配慮をするよう要請すること。

② 使用者団体、労働団体等に対する周知、協力要請等

使用者団体（業界団体を含む。以下同じ。）、労働団体等に対して、改定された最低賃金額を周知するとともに、ポスターの掲示、広報誌（紙）及びHPへの掲載、傘下の企業、労働団体等に対する周知についての協力を依頼すること。

③ 派遣元事業主等に対する周知等

局内関係部署と連携し、派遣元事業主、民営職業紹介事業所を把握の上、改定された最低賃金額及び最低賃金制度についての周知等に取り組むこと。

また、最低賃金の減額の特例許可を行った事業場に対しては、地域別最低賃金額の改定に伴い、改定後の最低賃金額に許可時の減額率を乗じて得た額を当該改定後の最低賃金額から減じた金額が新たに適用されることとなることについても周知すること。

④ 教育機関に対する周知、協力要請等

管下の大学（短大を含む。）、専修学校各種学校都道府県協会、都道府県私学協会等に対して、改定された最低賃金額を周知するとともに、特に学生・生徒への周知・啓発についての協力を依頼すること。

なお、本省においても、国の関係行政機関、都道府県、使用者団体等に対して改定された地域別最低賃金額の周知等についての協力を依頼することとしていることを申し添える。

(2) 積極的かつ効果的な周知等の方法について

① パンフレット、リーフレット等の活用

賃金課室及び署の窓口等に本省において作成するパンフレット、リーフレット等を備え付け、相談者等に対する改定された最低賃金額及び最低賃金制度の説明の際に活用すること。

② 局HPの活用

局HPのトップ画面に改定された最低賃金額を掲載する等により、HP閲覧者への周知を図ること。

なお、本省HP及び最低賃金に関する特設サイト（パソコン及び携帯端末用 <http://saiteichingin.info/>）で全国の最低賃金額を掲載しているのので、同サイトとのリンクについても検討すること。

③ 集団指導等の実施

使用者及び使用者団体に対する集団指導については、履行確保上問題のある地域・業種等に配慮し、効果的に実施することにより、改定された最低賃金額及び最低賃金制度に関する周知徹底を図ること。

特に、労働時間、派遣労働者、パートタイム労働者、外国人労働者対策等の集団指導時に併せて、改定された最低賃金額等の周知を実施することが効率的かつ効果的であるため、賃金課室においては、労働基準部内各課、局内関係部署で行う集団指導、説明会などの日程を把握し、連携の上実施すること。

さらに、公共職業安定所においては、使用者が最低賃金額を下回る賃金で求人活動を行う事例が生じることのないよう、労働基準行政と職業安定行政との密接な連携にも配慮しつつ、求人者に対する指導にも配慮すること。

④ 各種会合等の場の活用

関係団体の各種会合等の場を活用して周知に努めること。

⑤ その他

上記のほか、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアによる広報及び求人情報誌（紙）掲載による広報等、公共性、地域性等を考慮してその効果が十分期待できるものを重点に取り組むこと。

また、広報資料の提供に際しては、単に改定された最低賃金額にとどまらず、最低賃金制度の履行確保を主眼とする監督指導結果、最低賃金に対する認識状況を盛り込むなど、掲載記事として取り上げやすくなるよう工夫すること。

なお、その他の方法による広報活動についても、創意工夫を凝らして行うこと。